税目	平成26年度当初見込額 (A)	平成27年度 現行法による調定見込額	平成27年度 現行法による収入見込額 (B)	平成27年度 税制改正による増減収見込額 (C)	平成27年度 改正法による収入見込額 (B)＋(C) (D)	比較 平成26年度当初見込額に対する増減収額 (D)－(A)	比較 (D)/(A)×100 (%)
Ⅱ 目的税							
1 入湯税	227	239	226	－	226	△ 1	99.6
2 事業所税	3,464	3,631	3,609	－	3,609	145	104.2
3 都市計画税	12,266	12,933	12,322	－	12,322	56	100.5
4 水利地益税等	0	0	0	－	0	0	－
市町村目的税計	15,957	16,803	16,157	－	16,157	200	101.3
Ⅲ 市町村税小計	203,985	217,599	205,160	△ 122	205,038	1,053	100.5
Ⅳ 東日本大震災による減免等	△ 153	△ 136	△ 136	－	△ 136	17	88.9
Ⅴ 市町村税計	203,832	217,463	205,024	△ 122	204,902	1,070	100.5

（参考）　利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金に相当する金額を道府県税から控除し、市町村税に加算した場合の金額は、次のとおりである。

（単位　億円）

区分	平成26年度当初見込額 (A)	平成27年度 現行法による収入見込額 (B)	平成27年度 税制改正による増減収見込額 (C)	平成27年度 改正法による収入見込額 (B)＋(C) (D)	比較 平成26年度当初見込額に対する増減収額 (D)－(A)	比較 (D)/(A)×100 (%)
道府県税	126,807	144,035	△ 16	144,019	17,212	113.6
市町村税	223,320	231,077	△ 177	230,900	7,580	103.4
合計	350,127	375,112	△ 193	374,919	24,792	107.1

（参考）　通常収支分と東日本大震災分を合算した地方税の収入見込額は37兆5,627億円である。

附　表　平成27年度税制改正による事項別増減見込額

（単位　億円）

改正事項	増減収額 道府県税	増減収額 市町村税	増減収額 計	
1　不動産取得税	△ 9		△ 9	
(1) 買取再販事業者が取得する中古住宅に係る税額の減額措置の創設	△ 6		△ 6	
(2) 信託会社等が投資信託により取得する一定の不動産及び投資法人が取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の拡充	△ 2		△ 2	
(3) その他	△ 1		△ 1	
2　自動車取得税	△ 78		△ 78	
(1) エコカー減税の対象範囲の見直し	△ 54		△ 54	（注１）
(2) 中古車の取得に係る課税標準の特例措置の対象範囲の見直し	△ 3		△ 3	（注１）
(3) 先進安全自動車（ＡＳＶ）の取得に係る課税標準の特例措置の拡充	△ 21		△ 21	
3　狩猟税	△ 4		△ 4	
有害鳥獣捕獲従事者に係る軽減措置の創設等	△ 4		△ 4	
4　軽自動車税		△ 131	△ 131	
二輪車等の標準税率の引上げ時期の延期		△ 131	△ 131	
合計	△ 91	△ 131	△ 222	
国の税制改正に伴うもの	20	9	29	
法人住民税	3	9	12	
法人事業税	17		17	
再計	△ 71	△ 122	△ 193	

（注）１　「２(1)自動車取得税のエコカー減税の対象範囲の見直し」及び「２(2)自動車取得税の中古車の取得に係る課税標準の特例措置の対象範囲の見直し」欄の計数は、2020年度燃費基準への置換えに伴い見込まれる税収からの減収額。

２　上記の他、国税の税制改正に伴う地方法人特別譲与税の増収見込額は、初年度12億円と見込まれる。